

## 平成24年度 第1回生駒市防災会議 議事概要

I 開催日時 平成24年11月7日（水）午後1時30分～

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

### III 出席者

**会 長** 山下会長（生駒市長）

**委 員** 小紫委員（生駒市副市長）、早川委員（教育長）、古川委員（水道事業管理者）、中田委員（市長公室長）、今井委員（企画財政部長）、新谷委員（市民部長）、池田委員（福祉健康部長）、坂本委員（福祉健康部部长）、奥谷委員（環境経済部長）、稲葉委員（建設部長）、藤田委員（消防長）、蜂谷委員（奈良県警生駒警察署署長）、山村委員（生駒市消防団団長）、植田委員（西日本電信電話株式会社奈良支店設備部災害対策室部長）、谷口委員（近畿日本鉄道株式会社生駒駅駅長）、中前委員（奈良交通株式会社北大和営業所所長）、溝口委員（生駒市医師会会長）、久保委員（生駒商工会議所会頭）、井山委員（生駒市自治連合会副会長）、出垣委員（生駒市地域婦人団体連絡協議会会長）、永野委員（生駒市赤十字奉仕団委員長）、山田委員（生駒市議会議長）、中浦委員（生駒市議会企画総務委員会委員長）

**専門委員** 片尾委員（京都大学防災研究所准教授）、松波委員（京都大学防災研究所准教授）、

**委員代理** 藤本（奈良県郡山土木事務所調整員）、石本（郵便事業株式会社生駒支店業務企画室室長）、竹内（大阪ガス株式会社導管事業部北東導管部緊急保安チーム第3グループリーダー）、北西（関西電力株式会社奈良営業所所長室係長）、大井（北倭土地改良区事務局長）、

**事務局** 平井（危機管理課長）、米田（危機管理課主幹）、増田（事業計画課長）、寺西（土木課長）、木村（消防本部警防課長）、辻（福祉支援課長）、尾山（健康課長）、米田（事業計画課長補佐）、松田（消防本部総務課課長補佐）、清水（福祉支援課課長補佐）小林（危機管理課係長）、山田（事業計画課事業計画係長）、柴田（危機管理課主任）

IV 欠席者 山田委員（奈良県郡山保健所長）、室井委員（生駒市民生・児童委員連合会会長）、吉川委員（生駒市建設業協会会長）

### V 議事内容

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

**市 長** 国で南海トラフの被害想定の見直しが行われ、生駒市では震度6弱となりました。現在、これに伴って生駒市地域防災計画も見直すか検討をしています。

12月2日に6年ぶりの生駒市総合防災訓練を行う予定です。東日本大震災では、小中学校の避難の状

況によって全員助かった市もあれば、多くの子どもたちが津波に流された市もあり、学校での避難の重要性が改めて問われていることから、今回は学校との連携を中心に、真弓小学校を借り、その日を登校日として学校の子どもたちと先生と連携して防災訓練を行います。当日は忙しい中ご参加いただく皆様においては、この趣旨をご理解の上よろしく申し上げます。

### 3 委員、事務局職員紹介

### 4 案件

#### (1) 生駒市防災会議条例の一部改正について

**市長** 先般の9月の議会で生駒市防災会議条例の改正を行いましたので、その内容等を事務局から説明をお願いします。

**危機管理課長** 災害対策基本法の一部を改正する法律が今年6月27日に施行されたことにより防災会議条例を改正しました。

主要な改正部分は、まず第2項の所掌事務です。旧条例第3号にあった「災害に関する情報収集」を削除しています。これは、法改正により「防災会議」と「災害対策本部」の役割の見直しが行われ、機動性が求められる災害応急対策を「災害対策本部」に一元化するために、「災害に関する情報収集」が市町村の「災害対策本部の所掌事務」として定められたことによります。応急対策段階では、防災会議で情報収集等を行うより、災対本部で一元的に行う方が効果的であるためです。

そして「平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため」に、第3号と第4号を新たに加えました。第3号「市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること」と第4号「重要事項に関して市長に意見を述べること」を追加しています。

次に、第3条の「防災会議の委員」について、「地域における多様な視点を反映した防災対策の充実による地域の防災力向上を図るため、地域防災計画の策定等にあたり多様な主体の意見を反映できるように」という趣旨で、第8号に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるもののうちから市長が委嘱する者」を加えています。今後速やかに手続きを進めていきたいと思っております。

後は、改正に伴う条文整理等なので省略します。

**市長** これが9月の議会で改正された内容です。これについてご質問等ありませんか。これは条例改正の報告事項ということで知っておいてください。

#### (2) 生駒市地域防災計画の変更について

**市長** 続いて案件2、生駒市地域防災計画の変更についてです。これについても、まず事務局から説明をお願いします。

**危機管理課長** まず生駒市災害対策本部編成表について説明します。組織改革、人事異動、生涯学習施設の指定管理による変更と、従来表記されていなかったものを今回整理しています。「災害本部編成表」をご覧ください。赤字が今回変更した部分です。市の組織が「生活環境部」が「環境経済部」に変わり、「経済振興課・農業委員会事務局」が「市民部」から「環境経済部」に移動したことから、災対本部の「救援部」から「環境経済部」の「経済班」に移動しています。また、これとは逆に「生活安全課」が市の組織の「生活環境部」から「市民部」へ移動したことから、災対本部「環境経済部」から「救援部」に移動しています。後は、標記されていなかったものの整理を行っています。

次に緊急防災・減災事業計画の追加について説明します。

緊急防災・減災事業は、国の23年度補正予算等を踏まえて「地方債の同意基準」や「運用要綱等」が改正され、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災、減災等の事業」を対象として補助金及び有利な起債等を認めようとするもので、地域防災計画にも反映させる必要があるものです。

まず、防災拠点施設整備事業について説明します。生駒市地域防災計画の「第3項 防災拠点の整備」「1 災害対策本部機能の整備」「2 地域防災拠点の整備」で、変更前は「総合公園体育館」のみでしたが、新たに「消防署北分署」を加えるというものです。

消防署北分署の役割と機能としては、北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担うものとしています。詳細については、消防本部から説明します。

**消防本部総務課課長補佐** 現在、市内北地区では昭和50年に建設した北分署、昭和56年に建設した鹿ノ台分署がありますが、耐震性能に問題があることから両分署を統合し、消防機能を有した防災拠点として整備します。場所は国道163号線、奈良先端大前交差点の南西に、延べ面積約1,500㎡の分署の整備を計画しています。

この分署は、地域の自治会や自主防災会などが防災研修を行うことができる約200㎡の研修室、災害発生時に必要となる物品を備蓄する約70㎡の倉庫を整備し、地域での対応能力の強化を図る計画をしています。その他に自家発電設備、耐震性を有する防火水槽、自家給油設備、太陽光発電設備の整備を計画し、地震等の大規模災害時は北地区の現地災害対策本部の機能を担う施設として計画しています。消防機能としては、救急車両を1車両増設し2台運用とし消防救急体制の強化を図ります。

なお、この施設は現在基本設計を実施中で、平成25年度に造成及び建設を行い平成26年度に開所を予定しています。

**危機管理課長** 続いて、「消防救急無線のデジタル化」について説明します。生駒市地域防災計画の「第5項 情報通信体制・機器の整備」に、新たに「4 消防救急無線のデジタル化」を追加します。「消防救急業務を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、広域的な大規模災害に対応するために無線通信の高度化が求められています。また、消防救急活動では関係者情報を伝送しますが、個人情報保護の観点から、より秘匿性の高い無線通信を行うことが求められており、消防救急無線のデジタル化を図ることで高度な消防救急活動を行う。」としています。詳細につきましては、消防本部から説明します。

**消防本部警防課長** 現在消防署が使用している消防救急無線は、150MHz帯のアナログ方式を運用しています。通信インフラの高度化、秘匿性の向上、広域災害への対応の観点から、平成22年総務省告示により消防救急無線のアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日までと規定され、消防救急無線のデジタル化への移行が決定しました。

今回の整備は、国の緊急防災・減災事業を活用し、生駒市総合公園内に基地局1局、車載型移動無線装置25台、携帯型移動無線装置28台及び可搬型移動無線装置1台を整備します。これにより無線通信の高度化が図られ秘匿性が向上します。また、広域災害の対応から奈良県下各消防本部及び奈良県庁への接続を行い広域的な運用が行えます。

**危機管理課長** 続いて「③新たに締結した防災協定」について説明します。資料5で下方の27から30までの4つが今年度新たに協定を締結したものです。

まず27「環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定」です。締結日は平成24年6月6日。協定は本市を含む53市区町村が加盟する「環境自治体会議」のうち30団体で締結しています。主な市は茨城県古河市、福井県勝山市、長野県飯田市、岐阜県多治見市、大阪府豊中市、枚方市、山口県宇部市などです。主な内容は大規模災害時の相互支援です。近隣の市町村とも締結していますが、大規模災害の場合は同じように被災するので遠隔地と協定を結んでいます。

続いて28「奈良県災害廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定」です。締結日は平成24年8月1日です。協定の相手方は奈良県内39市町村、8一部事務組合です。主な内容は、紀伊半島大水害を教訓に、災害廃棄物の収集・運搬・破砕・焼却・埋立等・資機材の提供・職員派遣等が取り決められています。

続いて29「災害時における段ボール簡易ベッド等の救援物資の確保に関する協定」です。これは今年9月28日に締結しました。協定の相手方はセツカートン株式会社という段ボール製造業者です。主な内容は、災害時の避難所での避難者の健康被害、エコノミー症候群・睡眠障害・ほこり等の吸引を防止するために、56ピースからなる段ボール製の簡易ベッドの供給支援を受けるものです。

30「警察署使用不能時における施設使用に関する協定」です。締結日は平成24年10月10日で、協定の相手方は奈良県生駒警察署です。生駒警察署庁舎が老朽化しているため、大規模災害時に使用不能となった場合の代替施設として、生駒市のエコパーク21、イモ山公園グラウンドの使用することについての協定です。警察災害対策業務の遂行と警察機能の回復、維持です。

以上です。

**市長** 生駒市地域防災計画の改正で主に4点ありました。組織改正に伴う生駒市災害対策本部体制の変更、消防署北分署の整備、消防無線のデジタル化、新たに締結した各種防災協定です。ご質問等あれば伺います。

事務局から説明があったとおり変更することによろしいですか。

ありがとうございます。それでは原案のとおり地域防災計画を改正することにします。

### (3) 生駒市水防計画の変更について

**市長** 続いて、生駒市水防計画の変更について説明を事務局からお願いします。

**事業計画課長** 水防本部の組織図について、平成24年4月1日付けの本市の組織変更、人事異動に伴う変更です。

次に、第2章の水防の責任について、水防法に規定されている水防管理団体としての責務を6つの事項を規定しています。

第3章として水防活動に従事する者の安全確保の項目を追加しています。

以上の修正は奈良県水防計画の修正によって変更するもので、奈良県では昨年12月に国土交通省が地方公共団体向けの水防計画策定の手引として内容が修正されたものであり、本市も同様の修正を行うものです。

次に消防団各分団連絡票ですが、副分団長が変更となっています。

水防管理組合の水防計画を修正しています。

最後に老朽ため池の一覧ですが、管理代行者の一部変更による修正を行っています。

**市長** 今回の水防計画の変更は、市の組織体制に伴うもの、或いは消防団の副団長の変更等に伴うもの、奈良県の水防計画の修正に伴うものです。今の説明に質問はありませんか。

**松波委員** 老朽ため池の改修など具体的な記載はされているのですか。豪雨のときなどを検討はされているのですか。

**市長** これについては、建設部で大和川水系の貯水の関係でため池の改修等をしようとしています。増田課長から説明できますか。

**事業計画課長** 水防計画ではため池の改修に関する規定はありません。水防計画そのものは、どちらかというと河川等の溢水対策についての計画です。

市長から説明があった件ですが、大雨が降ったときに川の上流にあるため池を使い、一時的に水を貯めて川に流れる量を少しずらすことで川の水位を一時下げる施策を考えています。ため池管理者に県がアンケート調査を行い、ため池の水位を下げるよう協力依頼をしています。そして、協力してもらえるため池に対し、常時の水位を下げるような改修を行うものです。

老朽ため池の中では休場池、西池の二つで管理者の協力が得られるということで、改修の調査を行うことになっています。

**松波委員** 貯水量や経過年数が気になり、大雨、地震に対する備えが気になりました。

**危機管理課長** 近年、局地的豪雨が多くなっていることから、ため池を所管している経済振興課と建設部の事業計画課、私どもの危機管理課で協議しています。例年梅雨前にため池の管理者に適正な管理についてより一層注意してもらうようお願いしています。

**環境経済部長** 4年前に市内のため池を地元の管理者と共に調査し、具体的な老朽化について挙げました。これらについては、梅雨前には地元管理者に連絡し、もし補修等が必要であれば市が県の補助をもらいながら補修を進めていきます。農地が少なくなっているので、ため池自体をどうしようかという議論も合わせて地元には声をかけていますが、なかなかまとまっていけない現状の中で進めています。

**市長** 調査して現実に耐震性等に問題があって何らかの措置が必要というのはあったのですか。

**環境経済部長** 耐震性では調査していません。浸食について現地で管理しているかと一緒に目視しました。

**市長** 目視の結果特に異常は見つかりましたか。

**環境経済部長** 目視の段階ではありませんでした。

**市長** もし異常があれば市で補助を利用して補修するということを伝えているということですね。

**環境経済部長** はいそうです。

**市長** ほかに質問はありませんか。

**中浦委員** 第2章の水防管理団体の責任が細かく書かれていますが、具体的に市や職員としての動きに変わりはあるのですか。

**事業計画課長** この改正に伴って特に市の動きが変わるということはありません。今年は非常に雨が多く、その中で水防体制を取る前の初動体制が最も大事だということで、建設部が現場関係を動くので、初動体制のマニュアルを作り速やかに対応を行うものです。

**中浦委員** 初動体制のマニュアルは作られたということですが、水防訓練は具体的に毎年行っているのですか。

**市長** 今まで消防の方で消火訓練や救助訓練は行っていますが、水防に特化した訓練は行ってきませんでした。今後、消防本部と消防団の訓練を活用して水防に関する訓練も実施していかなければならないと認識しています。消防本部とも協議していきたいと思います。

**危機管理課長** 12月2日、真弓小学校を主会場として行う総合防災訓練の中でも水防訓練を設けています。ため池の堤防が決壊するおそれがあるという想定の中、実際に真弓小学校の法面で崩壊しているところがありますので、そこで訓練を行います。消防団、住民、自衛隊、消防署が行います。

**久保委員** 高山ため池について、もしも万が一決壊した場合、それ以外のため池でも想定外の震災による決壊があった場合、避難場所を設定していますか。いったいどこへ我々は避難したら良いのか。これは去年も申しました。もしもまだなら早急にしてほしいと思います。どの程度まで水位が上がってくるのか。小学校、中学校くらいまでは水没してしまうと思うので、どのあたりまで逃げないといけないのか。どちらを向いて逃げるのか。高山ため池だけの問題ではなく、老朽化したため池などそれぞれのため池周辺で避難場所を設定して周知徹底して欲しいと思います。

**危機管理課長** 昨年度の防災会議でも質問があったと思います。会議録を見ました。高山ため池の関係については後ほど説明しますが、いわゆる被害想定、ハザードマップに避難場所を記しなさいということだと思いますが、ため池の決壊が一気に下の堤まで決壊する場合と徐々に溢れていく場合などいろいろなケースがあります。奈良県に相談したのですが、被害想定を出すのが非常に難しいとのことでした。したがってハザードマップそのものは現在まだ出来ていません。今後、県とも調整をしていこうと思います。

**市長** 他に意見はありませんか。無いようなので、水防計画の改正について原案のとおり改正することで異議ありませんか。

特に異議もないようなので、原案のとおり改正します。

#### (4) その他

##### ① 生駒市災害時要援護者避難支援プランの進捗状況について

**福祉支援課長** 風水害や土砂災害などの自然災害が発生した場合に、第三者の支援がなければ一人で避難できない在宅のかたを災害時要援護者と位置付け、地域での支援体制を整備するものです。

対象者に「災害時要援護者調査票」を送付し、第三者の避難支援を必要とし、また個人情報の提供について同意するかたについて、災害時に避難誘導などを行う避難支援員を地域で選定する「個別支援計画書」の作成を今現在行っています。

事業の実施状況は、平成23年度にモデル事業を行いました。今年度から3年間で本格実施するという事で各自治会に説明し、自治会の希望を調査した結果、今年度は38自治会で取り組んでいただいています。

今後定期的に個別支援計画の作成を進めていきたいと考えています。

##### ② 生駒市医師会医療救護計画について

**健康課長** 医療救護計画は、「災害時における医療救護についての協定」により、基本的には医師会から報告をもらうことになっていますが、現状は市と医師会とで協議を進めています。

過去のものと大きな点で変更があります。以前のものは、防災計画の中にも書いていますが、救護所が9か所となっていました。それはセラビーいこまと市内の8中学校ですが、協議の中でセラビーいこまは医師会災害対策本部となるので、救護所として大量の市民が来ると本部としての機能を果たせなくなるので、セラビーいこまを救護所から外し、8か所とすることで話し合いを進めています。

また救護所が8か所であるにもかかわらず医師会の班編成が5班という矛盾点もありましたので、医師会の了解を得て8班の編成を完了しました。

### ③ 平成24年度上半期の危機管理対応について

**危機管理課長** 24年4月から10月末までの危機管理対応を報告します。

4月13日に北朝鮮の人工衛星と称するミサイル発射実験がありました。

気象警報は9回、水防警報は12回、日数では14日となっています。これまでは年に3回程度でしたが、最近局地的豪雨が非常に多くなっています。特に8月14日の大雨では、市北部で午前6時から7時の時間雨量が101mmとなり大きな被害が出ました。住宅等の床下浸水が15件、道路29件、うち県道枚方大和郡山線高山大橋北が7時20分から12時22分まで通行止めになりました。ほかに農地災害が214件ありました。農地災害が非常に多くあったので10月1日に農地災害復旧プロジェクトチームを発足して対応しています。近隣の市では、寝屋川市では1時間雨量が143mm、テレビ関係では枚方市と宇治市では亡くなられたかたがいらしたのでよく出ていましたが、宇治市の降雨量は1時間雨量で78mmでした。

関西電力の計画停電への対応では、住民の皆さんに迷惑をかけないように出来る限りの配慮をするため、全所属と指定管理者を対象に説明会を開催し対応しました。

### ④ 高山ため池耐震調査について

**危機管理課長** 高山ため池について、もう一度基本的な事項から調査・確認をいたしました。

まず、高山ため池の管理者は、北倭土地改良区と言われていましたが、管理権限を有するものは奈良県知事で、北倭土地改良区は奈良県知事がため池の管理業務を委託しているものです。

平成8年度に奈良県が調査されたという報告を昨年度にされていますが、これは平成7年に発生した兵庫県南部地震により堤体等に悪影響を及ぼしていないか等、いわゆる高山ため池の緊急点検を行ったものです。結果は、兵庫県南部地震による影響はなく全体として安定しているということです。ただし、どこまで耐えられるかということもありますので、奈良県に確認する中で、耐震性について今年度に管理者である奈良県が「ため池防災対策等推進事業」として実施されることがわかりました。地震時の堤体の斜面の安定解析と安定性評価を行い、地震外力は、東南海・南海地震及び内陸活断層による直下型地震による地震動のうち、最も堤体に影響の大きい地震動を選定して行うとのことです。10月24日に入札が既に終わっており、最終の調査結果は来年3月末頃になると報告を受けています。

高山ため池は水量が多いため、8月14日の大雨のときにも土地改良区に確認したところ、最大雨量のときに水位が余水吐から1m10cmから1m20cmとなっていました。

### ⑤ 生駒市避難所運営マニュアルについて

**危機管理課長** 配布した緑色の表紙のものです。今月1日に新しく出した、避難所での初動期の運営マニュアルです。避難所運営の基本方針とともに初動期の流れ、避難所を自主的に運営するための避難所

運営委員会の組織、避難所のルール、要援護者への配慮などについて、わかりやすくまとめています。中学校に指定している自動参集職員と避難所の関係職員、指定管理者を対象に説明会を開催しました。また8中学校で教職員、自治会関係者、自主防災会関係者、自動参集職員を対象に調整会議を開催しました。

#### ⑥ 総合防災訓練について

**危機管理課長** 12月2日午前9時30分から。自治連合会と協議し、災害は天候を選ばないということで雨天決行です。会場は、主会場が真弓小学校で、地区会場は自治連合会各地区です。主催は生駒市と生駒市自治連合会、テーマは「自助・共助と連携」です。従来の訓練と異なり、主会場の真弓小学校と自治連合会5グループの避難所等を地区会場として、それぞれの地域の特性に応じた実動訓練を主会場と同時進行で連携し、全市的な訓練を行います。また、真弓小学校では授業参観ののち、児童の避難訓練、保護者への児童の引き渡し訓練、そして保護者の帰宅困難が想定されるので児童の保護訓練を行います。

地区会場では、避難誘導と安否確認、主会場との情報伝達訓練を行います。また共助のためのコミュニティ推進を図るために、炊出し訓練を推奨しています。

参加人数は、現時点では主会場が約1,100人、地区会場が約2,300人と予想していますが、報告を受けていない自治会もあるので、最終的には合計で3,500人から4,000人程度と予想しています。

#### ⑦ 小中学校への備蓄について

**危機管理課長** 小中学校への備蓄は、学校に児童生徒がいる時間帯に大規模災害が発生したときの児童生徒用食料を備蓄するものです。大規模災害時には保護者の多くが帰宅困難者となり、児童生徒を保護者に引き渡せないことが想定されます。教職員が保護した場合の児童生徒の備蓄食料として、それぞれの学校の児童生徒数の2分の1の数量の乾パンを備蓄するものです。現在、各学校の児童生徒数や保管場所等の確認もすべて終わりましたので、今月中に配布する予定です。

ちなみに、小学校は12校で児童数は7,164人、中学校は8校で生徒数が3,208人、合計で10,372人です。

#### ⑧ 防災行政無線の更新について

**危機管理課長** 防災行政無線は、現在使用している無線機が昭和59年3月に整備したもので、29年経過しています。修理部品や交換用バッテリーも製造されていない状況です。また36か所ある避難所のうち、無線機を設置しているのは8中学校のみとなっており、各避難所と本部との情報伝達にも問題があります。来年度MCA無線の更新を計画しています。MCA無線は財団法人移動無線センターが運営しており、生駒山上にアンテナがあるので、これを使用すると基地局が不要となるため初期の設備投資費用を抑えられるというメリットがあります。

現在、市長部局で21台、水道関係で27台、中学校8台、計56台で運用していますが、来年度整備するのは市長部局19台、水道関係21台、避難所36台、医療機関、メディカルセンター、阪奈中央、倉、白庭、近大に5台と、計81台を予定しています。

また、来年度、同報系無線と呼ばれる屋外スピーカーによる放送システムについての検討も行う予定です。

**市 長**        その他の案件について、意見や質問はありませんか。

**久保委員**        質問というよりお願いです。ハザードマップが完成していないという話ですが、どの程度の被害が出るか、最悪の事態を想定して早急をお願いします。人命にかかわります。高山ため池が決壊すると水没する地域では、いくら備蓄しても何にもなりません。われわれ素人が見てもわかります。いち早く、早急になんとかお願いします。来年の春までをお願いします。本当に心配です。想定外の地震は起こらないとは思いますが、そんな事態になったら想定外なんて言ってもらえません。最悪の事態を想定して、どこへ避難したらよいのか、どちらへ向かえばよいのか、具体的によろしくお願いします。

**危機管理課長**        北ブロックのかたがたや防災会議に参加されているかたから、高山ため池について意見をもらっています。そこでは、生駒市がどこまで出来るのか、或いは生駒市がどこまでしなければならないのかを説明し、やはり管理責任者である奈良県にお願いするのが一番妥当かという話もいたしました。

また、ため池を設置している奈良県でハザードマップを出してもらえないかということを行っています。被害想定も最大の部分で出してもらえればと奈良県に話したのですが、予算の関係もあるということでした。

なお、地元北部の自治会の関係者が来られた中では、北地区から県へ働きかけをする、要望等するという話があり、市はちょっと待ってくれとのことでしたので、今のところ市としてそれ以上のことはしておりません。ハザードマップもあればよいのですが、ただ不安をあおり過ぎるというのも若干思ったりもしますので、今は奈良県の様子を見ていきたいと思えます。よろしくお願いします。

**久保委員**        おかしいじゃないですか。管理者に聞いたか奈良県に聞いたか分かりませんが、生駒市民の生命と財産を守る責任は生駒市にあるのではないのですか。何を思っているんだ。そんな悠長なことでは困ります。何としても、生駒単独でもそれなりの対応をしていただきたいですよ。予算の関係とか、なんですかそれは。おかしいの違う。おっしゃるように奈良県知事が管理しているか管理責任者かわかりませんがね。生駒市民の生命と財産は誰が守ってくれるんですか。市にもそんな責任あると思えますけどね。やはりそれなりの対応をしていただきたい。「不安をあおる」そんな馬鹿な話はないですよ。土地改良区のかたがいるので、私もあえてこんなこと言いたくないですけど、万が一起こった時に何処へ逃げたらいいか、最大限で。最悪の事態を想定する。早急に。予算がないとかではなく早くやってくださいよ。私は攻撃するつもりはなんもないです、お願いなんです。よろしくお願いします。

**市 長**        まずは地震が起きた時にどれだけ崩れる可能性があるのかという調査を本年度に県がされるので、それを見たとえで、例えばどれくらいの地震が来たら堤防が全部決壊するのか、その辺の予測等を見たいと思います。もちろん市として市民の生命と財産を守る責任はありますが、事務分掌というものがあります。浸水のハザードマップも県の方で県の事務として県の予算でやってきました。市としては、先ほど地元の方との話も紹介しましたが、県がやるべきことであれば県で予算を確保して欲しいと思っています。これから本年度中に出る耐震調査の結果を踏まえて、しかるべく県に要望するなりする、そういうことでご理解をお願いします。

その他にありませんか。

**山田委員**        避難所の開場について聞きたいと思えます。地域によって指定管理者が管理している施設がありますが、夜に災害が起きた場合、鍵かかっていますね。何分ぐらいで開けてくれるのですか。避難

所マニュアルの9ページでは、避難者数を見ながら開けるとなっていますが、避難者の数が多かっただけで少なかったら開けないのですか。

**危機管理課長** 体育施設等は指定管理者が管理をしていますが、鍵は指定管理者で保管している分と別にスポーツ振興課にもありますので、スポーツ振興課或いは危機管理課の職員が開けるという方法があります。9ページもそうですが6ページにも地震発生初動期までのことがあります。地震災害発生後、市民が避難所へ行かれますが、いちばん最悪のパターンは、たくさん人が入られている避難所の建物が倒壊等することです。最初にすべきことは避難施設の安全確認です。建物の応急危険度判定を、当然市には建築士がいますので自動参集したあとに行きますが、その前にマニュアルにチェックリストがありますので、施設の安全確認が終わってから入っていただくこととなります。それまでの間は開けないということでご理解をお願いします。

**山田委員** 地震のときはどれも開けないのですか。

**危機管理課長** 避難場所の運動場等、グラウンド或いは公園等でまず状況を確認してから、避難所へ誘導することになりますのでご理解をお願いします。

**山田委員** それでは、今、避難所に指定しているところは耐震チェックしていないのですか。

**危機管理課長** 耐震診断はすべて終わっています。改修等もできています。今言っているのは、実際に地震があった場合に被害を受けるかどうかです。耐震改修をしたらビクともしないのではなく、一気に倒壊することが無くなるだけで、被害はそれぞれの施設で異なりますので、まず安全を確認します。照明器具が上から落ちてきたら危ないということもあります。

**山田委員** そんなことを言ったら、どこへも避難できないようになるのではないのですか。照明器具は落ちてくるかわかりません。避難所は大丈夫だということで、市民にここを避難所にしてますと言っているのではないのですか。

**市長** 今言っているのはそういうことではなくて、きちんと耐震診断を実施して必要に応じて耐震補強をしていますが、実際に地震が起きた場合に建物に被害があったりとか、照明が落ちてきたりとか、そういうことがないかどうかを事前に職員がチェックをして、そこにいても大丈夫かどうかを確認した上で避難者を入れるということであって、それは当然のことだと思います。

**山田委員** 市長の言うことはよくわかりますが、市民に対して、災害のときはここは避難所ですよと各自治会で言っているのですよ。皆さんが来られて、鍵を開けずに先チェックしてからどうぞ入ってくださいということでしょう。

**危機管理課長** そういうことになります。

**山田委員** それならもっと耐震検査をして、大丈夫だとしておくべきではないのですか。来て、電気が落ちるかわからないので確認して鍵を開けるのもいいのかもしれませんが。各自治会には災害が起きた時にはここですよと言っているのですよ。そこへ来ても鍵を開けないわけですね。チェックが終わらないことには。

**市長** そういうことです。

**山田委員** 来てもチェックしてからでないとい入れないということを知らせるべきではないのですか。そこが指定避難所ならば誰でも行くのでしょうか。

**市 長** 行ってもらいますが、建物の安全確認をするまでしばらく待ってもらいます。

**山田委員** 避難者数を見てから解錠するとありますが、これはどういうことですか。

**危機管理課長** 当然、避難所に行かれるかたの数はわかりません。学校が避難所となった場合は、まずは体育館になります。そのときに、体育館に入れる見込みがない場合には近くの避難所での空きの確認をとり、そちらへ誘導します。

また避難所は災害の種別によっても違います。台風のような大規模災害にならない程度の場合、自主的に避難を望まれるかたが数人だとしたら、その時に市内の全避難所を開けるということになると非常にいろいろとまた問題も出てくるかと思しますので、現在は北地区については北コミュニティセンター、南地区については南コミュニティセンター、中地区については公民館又は市役所へということで対応しています。

特に南地区では小平尾南体育館に避難所が変わり、一度回覧はしていますが、再度回覧してもらうよう自治会長には話をしていますのでよろしく願いいたします。

**山田委員** 先日も台風のときに市役所へ連絡があり南コミュニティセンターに自主避難されたかたがいましたよね。私は地震が起きた時のことを言っています。規模によって避難所へ来てくださいということとはわかりますが、地震のときに近くの人がそこへ行くが鍵がかかっているとどうかということ。災害が起きた時に何分くらいでそこに行けるのか。人数を見て鍵を開けるとはどういうことかを聞きいたわけです。

**市 長** 他にありませんか。

**中浦委員** その他⑦の小中学校への備蓄について確認です。災害が起きた場合、帰宅難民のお子さんが学校に残るとことはあり得ると思います。そういう想定ということは日中ということですよ。ならば生徒はほぼ全員いるのに2分の1だけ備蓄しておくということがわからないのですが、そのあたりを確認させてください。

**危機管理課長** 大阪へ勤めているかたが夕方に帰って来られない。震災規模にもよりますが、各学校へ物資を運ぶように職員がいても道路が通行できない状況等いろいろ想定されます。まず2分の1だけはそろえておけば、昼の1食になるのか夜の1食になるのかその辺は状況で対応できます。ご理解いただきたいと思えます。

**中浦委員** 大規模災害に生駒市も含めて大阪や近畿圏がみまわれてしまった場合、例えば小中学校は避難所になっているんですよ。そこへ帰宅難民のお子さんが出て多くのかたが避難してくるとなったときに、帰宅難民のお子さんには乾パンがありますという対応をするのですか。この冊子にも書いてあるように、すぐには食事云々という対応は出来ないと書いていますが、ではどういう場合は乾パンを出すのがわからないんです。また、例えば生駒は比較的無事で、大阪、京都、神戸の方に行って帰りが困難といった状態であった場合、そういうお子さんに対して乾パンなんですか。数日経ったら帰って来れるけど、2・3日のうちだったら食事の対応ももう少し良いものを出してあげられるのではとも思います。災害規模にもよりますが、2分の1の乾パンは、帰宅難民のお子さんのために使われるのか、という想定が、イメージが浮かばないのですが。お子さんが帰宅してもひとり鍵っ子であるとか、ひとりであるけどお母さん帰って来ないから学校へ行くとか、そんなとき先生がいてくれるのかどうなのかとか、そのあたりがわ

からない。そういったときは地域のかたの助けの方が大きくなっていくかもしれない。どういう想定のと  
きに、この2分の1の乾パンを帰宅難民のお子さんに提供するということになるのか、もう一度説明して  
ください。

**危機管理課長** 小中学校の児童生徒の2分の1の数ということですが、もともと各小中学校は避難所  
になっており、児童生徒も地域の住民には違いありませんが、今現在各小学校中学校での備蓄食料はゼロ  
です。避難所を開設して住民が避難された場合に食料を確保する必要があるため、小学校中学校で子  
どもの分に余りが出てきたら、そこへ避難された住民へも当然回ります。小中学校に備蓄食料を置き児童  
生徒を優先しますが、児童生徒のみだけのものではないと考えております。

**市 長** 市役所等でも乾パンは備蓄しているし、いろんなスーパー等々と災害時の相互応援協定も結  
んであります。例えば半分で子どもたちに足りなければ、そういったものを子どもたちに配るということも  
あるし、避難所では他の住民に配ることもあるでしょう。なぜ半分なのかは、被害想定というものの自体が  
すべて仮のものなので、それはある程度これくらいでよいのではないかとということにならざるを得ない  
です。それは全生徒の分を備蓄しておけばいいのかもしれませんが、当然その分の予算もいるわけです。  
乾パンにも賞味期限があるので一定期限で全部新しいものに替えなければいけません。もちろん理想を言  
えば市民のためですが、財源の有効活用という観点から、半分ほど置いておけばよいでしょう。後はスー  
パー等々と災害時の協定を結んでいるので、そういうところから食料を提供いただくということでご理解  
をお願いします。

**中浦委員** 当然市長の言っていることは重々承知しています。災害が起きれば小中学校が避難所にな  
り、そこに対して何らかの形で食料を確保することが出来る環境を整備されていると思います。ただ、2  
分の1がどうこうというのではなく、備蓄の目的が帰宅難民のお子さんが発生する想定のもとで小中学校  
に乾パンを用意するという説明でしたよね。小中学校は避難所になるので、帰宅難民のお子さんがどうの  
こうではなくて、当然その地域のかたの食べ物にもなる応急手当として用意するという意味でなら、比  
較的納得するのですが、帰宅難民という考え方のもとだと、どこでそんな想定で、どのタイミングでその  
ことだけを考えられたのかが、私には想定が、そのタイミングというものがわかりません。

備蓄云々よりも先生がたの対応をもう少し詰めて細かく報告してもらえれば有難いと思います。もし報  
告できるのであれば確認させてもらってよろしいでしょうか。

**市 長** それは先ほども言ったように、この避難所運営マニュアルをもとに災害時の対応については  
これから学校の先生を交えて協議をしていくということで報告がありました。それ以上どんなことを知り  
たいのですか。

**中浦委員** 時刻的に、例えば学校にいるタイミングならば先生がたが対応できると思います。帰宅の  
時間帯または中途な時間帯では、先生がたは帰宅難民になっているのかどうかということ、どのよ  
うに把握されていくのかを質問します。

**教育長** 具体的な流れについてはここでは話しませんが、教師は公務員なので、例えば生駒小学校の  
教員は生駒小学校に勤める生駒市の地方公務員という立場があるので、校区の住民のために仕事をしなけ  
ればいけないという基本があります。家庭もありますが、まずは自分の学校が避難所になっているので、  
そういう仕事もしなければいけません。今まで全国で起きた災害の場合には、教職員はそのように動いて

います。そこでの最高責任者は学校長、管理職なので、管理職は帰れないということが起こります。その家庭の子どもたちは帰宅難民になりますが、それは公務員に課せられた仕事ですので、それが教職員の立場です。

**中浦委員** 保護者が帰宅できるまで何日間になるかわかりませんが、対応してもらえることはわかりました。

**教育長** 基本的にはそうなんです。ただ、その間に市の初動期体制や地域の体制が出来てきます。そうなれば手の空いた人から帰ってもらおうとか、着替えや家庭のことで帰ってもらおうとか、そういうことは当然手がけていかなければならないことというのはご承知置きください。ただ管理職はそういうことは言っておられませんので、先ほども言ったように、しばらくはかかりきりというような状況は全国で起きています。よろしいでしょうか。

それと先ほどの山田委員の「数によって解錠する」というのは、私自身はこういうことかなと思いました。最初は体育館が主な避難場所になります。しかし、壁などもボロボロ落ちている場合もあるし、かけらも落ちている場合があるから、安全を確認した上で入ってもらうということが、まず第一次的にやることでしょう。人数が多く収まりきれない場合は教室も開放していかなければならない。こういうことだと思います。ニーズによって開放していくという要求を学校は受けるので、そのようなことも含んでいると私は思っています。だから、人数によって開場していくというのは、1か所で収まりきれない場合、それこそ同様の施設の中で次々に場所を開放していくということが含まれていると私は理解しています。

**山田委員** 避難所を指定していますが、災害が起きたとき、避難所まで人が来てそれから建物チェックするのですか。43ページのチェックをして、大丈夫だったら避難者を入れていくのですか。今は避難所に指定しているところはチェックしていないのですか。

**危機管理課長** 説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、耐震診断はしているし耐震改修は終わっています。耐震診断、改修したからビクともしないのではないのです。震度6強、震度7で壁にクラックが入ったり、ガラスが割れたりすることもあります。耐震改修というのは、まったくビクともしないのではなく一気に崩壊しないということです。それぞれの施設によって被害状況は違うと思います。被害状況が違う中で、確認しないで中へ避難し、助かったと思った人が二次被害を受けるのは具合が悪い。まず被害を受けていないかどうかを確認してから、実際に使用するということです。

**山田委員** テレビで見ていると、避難所へ行かれても、いちいちチェックしていないのが現状だと思います。何のための避難所かという思いがします。このような回答を聞くと。テレビではチェックしているところはおそらく映ってないと思います。

**市長** ほかに質問はありませんか。

**谷口委員** 近鉄の谷口です。電車を運転していて、いちばん何かというと、阪神大震災のようなことが起きると鉄道自体が脱線や転覆とか、大きなことになってきます。このようなきお客様を避難誘導してもらわないとということです。快速急行を朝は10両で走らせていますが、約2千人乗っています。準急は8両で約1,500人。そうすると一気に3千人も4千人もというかたが駅に殺到されませんが、結局こちらは指定された避難所へ行ってもらえないのです。一時避難ですが一時避難的には駅前のロータリーとかそういうところになるのですが、たぶんそこからもっと膨れ上がってもっといっぱいになって

きて、入るところがなくなったら、とりあえず一時避難的には近くの小学校などに行ってくださいとご案内しかできないというのが実態です。これは確認ですが、そのようなこともあります。おそらく震度7くらいになると、真弓小学校の近くに京阪奈線も走っている、たぶんその人間も避難してくるでしょう。そのような懸念もあるので、確認いたします。

**市 長** 去年の3月11日に東京で同じようなケースがありました。帰宅難民の対応について関東方面の市長と意見交換をする機会があったのですが、その場合は避難所に余力があれば地元の住民のみならず、帰宅難民になった市外の方々も受け入れたということを聞いています。本市もおそらくそういう対応になろうかと思えます。

それ以外にありますか。

では、なければ予定の3時半となっていますので、これで本日の防災会議を終了します。ご審議ありがとうございました。